

岐阜県公報

目 次

公安委員会規則

○岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通規制課)

ページ
一

号 外 (11) 平 成 二 十 八 年 三 月 三 十 一 日

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

岐阜県公安委員会

委員長 石 井 成 一

岐阜県公安委員会規則第七号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三一般国道二十一号の項中

不破郡垂井町字日守九五番六地先から
同 郡関ヶ原町関ヶ原字築田一五九四番一五地

先まで

を

不破郡垂井町字日守九五番六地先から
同 郡関ヶ原町関ヶ原字築田一五九四番一五地先まで
加茂郡坂祝町大針字西ノ川一五七番地先から
同 郡同 町勝山字上之段二八八番一地先まで

に改め、同表一般国道四十一号の項中

高山市上岡本町一丁目四三番一地先
飛騨市神岡町船津字牧ヶ平二二九〇
高山市冬頭町一五〇九番一地先から
同 市上切町九一番一地先まで

から 番三地先まで		を 高山市上岡本町一丁目四三番一地先から 飛驒市神岡町船津字牧ヶ平二二九〇番三地先まで		に改め、同表一般国道二百四十八号の項中「美濃加茂市西町二丁目 「二四番一」を「関市平和通六丁目一六番三」に、「関市小屋名」を「同市小屋名」に改 め、同表県道武並土岐多治見線の項の次に次のように加える。	
一地先まで		を 高山市上岡本町一丁目四三番一地先から 飛驒市神岡町船津字牧ヶ平二二九〇番三地先まで		に改め、同表一般国道二百四十八号の項中「美濃加茂市西町二丁目 「二四番一」を「関市平和通六丁目一六番三」に、「関市小屋名」を「同市小屋名」に改 め、同表県道武並土岐多治見線の項の次に次のように加える。	
県道谷高山線		高山市国府町金桶字小屋ノ下三九四番三地先から 同 市冬頭町一〇六四番地先まで		別表第三多治見市道の項の次に次のように加える。	
関市道		関市桜ヶ丘一丁目一番地先から 同市東田原字石原一〇六三番一六地先まで 関市平和通六丁目一四番五地先から 同市明生町一丁目一番五五地先まで		別表第三美濃加茂市道の項中 美濃加茂市加茂野町木野字下池四六八番六八地先から 同 市同 町同 字阿折一二三六番一地先ま 美濃加茂市西町五丁目六〇番地先から 同 市加茂野町市橋経塚七四二番地一地先まで	
でら を		美濃加茂市加茂野町木野字下池四六八番六八地先から 同 市同 町同 字阿折一二三六番一地先まで 美濃加茂市西町五丁目六〇番地先から 同 市加茂野町市橋経塚七四二番地一地先まで		に改め、同表に次のように加える。	
		富加町道 加茂郡富加町高畑字稻荷六四二番一三地先から 同 郡同 町同 字同 一二三二番地先まで		この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。	
		附 則			